

第2期ボトル to ボトル試行事業（ペットボトルべール品の売払い） 提案説明書

1 背景・目的

札幌市では「新スリムシティさっぽろ計画」において、2Rの取組と資源化推進によって、環境負荷が可能な限り少ない社会を目指すこととしている。

これまで、ごみステーションで回収したペットボトルについては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、全量を指定法人である「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」（以下「指定法人」という。）に引き渡してきたが、ペットボトルをペットボトルにリサイクルするボトル to ボトルの取組が全国的に拡大してきている状況を踏まえ、本市としても導入について検討するため、令和6年10月から令和7年9月の期間、本市で回収したペットボトルの一部を、ボトル to ボトルに取り組む事業者を引き渡す「ボトル to ボトル試行事業」を実施しているところである。

本市のペットボトルリサイクルの方向性の検討に当たっては、「ボトル to ボトル試行事業」の実施後も、引渡し量等を変更した方法で、引き続き検討を重ねていく必要があると判断し、「第2期ボトル to ボトル試行事業」を実施することとなった。

本書は、「第2期ボトル to ボトル試行事業」の契約候補者を選定する企画競争の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 募集の考え方

(1) 事業者選定数

ボトル to ボトルには様々なリサイクル事業者がおり、複数の事業者のリサイクル方法を比較するため、応募者の中から上位2者を選定する。（審査の結果、1者となる場合がある。）

(2) 買取金額

買取金額は、札幌市ペットボトルべール品に係る、中沼資源選別センターと駒岡資源選別センターの指定法人の落札単価の平均額（100円未満切捨て）に、企画提案での提案金額を加算した金額を買取金額とする。

また、令和7年上期の指定法人の落札単価と提案金額に基づき契約締結を行うが、令和7年9月上旬に令和7年下期の指定法人の落札単価が、令和8年2月ごろには令和8年上期の落札単価が公表され、それらの際に落札単価が変動した場合には、それらの金額に合わせて買取金額を変更することとし、その都度改定契約等の手続きを行う。

なお、中沼資源選別センターと駒岡資源選別センター、いずれかの、または両方の落札単価が逆有償となった場合は、逆有償になった方、または両方を0円に置き換えた上で平均額を算出する。

買取金額の計算方法及び変更方法の詳細は別添のとおり。

3 売却物件

(1) 売却物件

中沼資源選別センター及び駒岡資源選別センターにおいて選別、圧縮、梱包されたペットボトルベール品

(2) 寸法等

- ア 寸法 : 幅 430mm×奥行 640mm×高さ 350 mm
- イ 重量 : 1 個あたり約 20kg ※目安であり保証値ではありません。
- ウ 結束材 : P P バンド
- エ ベール品質
令和 6 年度（公財）日本容器包装リサイクル協会品質調査 総合評価 A
令和 5 年度（公財）日本容器包装リサイクル協会品質調査 総合評価 A

(3) 引渡し量予定量

- ア 令和 7 年度予定量
中沼資源選別センター250 トン×2 者
駒岡資源選別センター250 トン×2 者
- イ 令和 8 年度予定量
中沼資源選別センター250 トン×2 者
駒岡資源選別センター250 トン×2 者

(4) 引渡し方法等

別紙仕様書のとおり。月ごとの引渡し量等、詳細については別途協議。

4 契約期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで

5 参加に関する条件等

(1) 参加者の構成等

本試行事業に参加できる者は、下記(2)に掲げる参加資格要件を満たしている単独の法人とする。ただし、再生ペットボトルの各生産過程に関わる事業者（運搬に係る事業者は除く）を協力法人として登録した上で参加することができる。なお、一つの法人が複数の応募者の協力法人として登録することはできない。

(2) 参加資格要件

令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」-中分類「廃棄物処理業」に登録されている者であり、かつ、次に掲げるアからエまでの全ての要件を満たす者とする。

ただし、令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者（以下「入札参加資格未登録者」という。）であっても、次に掲げるアからエまでの全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書類の提出を行うことで参加の申込を行うことができる。なお、これらの書類は企画競争参加申請書と同時に提出するものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者ではないこと。
- ウ 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
- エ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者ではないこと。

※「令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）」の大分類「一般サービス業」-中分類「廃棄物処理業」に登録されていない者が提出する書類

提出書類	備考
① 申出書	(様式 3)
② 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※企画競争参加申請書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
③ 納税証明書 (市区町村税)	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※企画競争参加申請書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
④ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書（その 3 の 3）（写し可） ※企画競争参加申請書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの

6 参加に係る書類について

提案説明書、仕様書、提出書類等について、令和 7 年 6 月 23 日（月）から、下記本市ウェブサイトにて公開する。

HP アドレス：https://www.city.sapporo.jp/seiso/topics/keiyaku/btob2025_propo.html

7 提出書類及び提出方法について

(1) 提出書類及び部数

- ア 企画競争参加申請書（様式 1）及び会社概要（様式 2）：各 1 部
※協力法人がある場合は各協力法人に係る会社概要（様式 2）を提出すること。
- イ 会社法に基づく計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びキャッシュ・フロー計算書（作成していない場合においては減価

償却の金額がわかる書類）：直前２期分を各１部ずつ

※協力法人がある場合は各協力法人に係る書類を提出すること

ウ 申出書（様式３）等（上記５の表①～④の提出書類）：各１部

※申出書（様式３）等は入札参加資格未登録者のみ必要（５ただし書き参照）。

※協力法人がある場合は各協力法人に係る申出書（様式３）等を提出すること。

（入札参加資格未登録者の協力法人のみ必要（５ただし書き参照））

エ 企画提案書（任意様式）：９部（正本１部、副本８部）

(2) 提出期限

提出書類	提出期限
ア 企画競争参加申請書及び会社概要 イ 会社法に基づく計算書類及びキャッシュ・フロー計算書 ウ 申出書等	令和７年７月１８日（金）１５時必着
エ 企画提案書	令和７年７月２５日（金）１５時必着

(3) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北１条西２丁目 札幌市役所１２階

札幌市環境局 環境事業部 循環型社会推進課 担当：佐藤、北林

電話：011-211-2928 FAX:011-218-5108

(4) 提出方法

上記提出先に直接持ち込むか、郵送により提出すること。なお、本提出書類は郵便法及び信書便法で規定される「信書」に該当することから、発送方法に留意すること。

8 企画提案書の作成について

(1) 企画提案を求める事項

企画提案書は、別紙仕様書に基づき、以下の内容について作成すること。

項目	記載内容
ア 環境負荷低減	●再生ペットボトルの各生産過程（廃ペットボトル引取り～再生ペットボトル製造）で排出される二酸化炭素排出量について、石油由来で生産した場合との比較における削減率を記載すること。 ●歩留まり率（再生ペットボトルリサイクル樹脂生産量÷原料となる廃ペットボトル量）を記載すること。 ●各生産過程（廃ペットボトル引取り～再生ペットボトル製造）における残渣の種類とその処理方法を記載すること（残渣処理に伴う二酸化炭素発生量が算定可能であれば、併せて記載すること）。 ●中沼資源選別センター及び駒岡資源選別センターを起点に、各生産過程（廃ペットボトル引取り～再生ペットボ

	トル製造)における運搬距離及び運搬回数を明示した上で、運搬に係る二酸化炭素排出量を記載すること。 ●上記の二酸化炭素の発生量及び歩留まり率の数値については、計算方法など分かりやすく記載するとともに、また、数値の根拠となる挙証書類(調査機関等の分析資料等。写し可。)を添付すること。なお、この添付する挙証書類は下記(2)-イの企画提案書の上限枚数30枚には含まない。
イ 品質	●生産した再生ペットボトルが、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」に基づいた品質管理が行われているか具体的な方法を記載すること。 ●不純物の除去に関し、技術やその手法等について具体的に記載すること。
ウ 環境衛生対策	●運搬・保管・再資源化等の一連の工程における環境衛生対策を具体的に記載すること。
エ 独自性・先進性	●独自のリサイクル技術・手法や工夫点などを提案できる場合には、具体的に記載すること。
オ 実施体制	●経営状況、処理能力、実施体制などを記載すること。 ●生産過程(廃ペットボトル引取り～再生ペットボトル製造、残渣処理を含む)における協力・提携・契約(予定含む)事業者と各事業者が行う処理や作業内容を具体的に記載すること。
カ 事業実績	●ボトルtoボトルの事業実績を記載すること。
キ 独自提案	●ボトルtoボトルの実施の他に、独自に実施可能な資源循環型社会の形成に資する取組を提案できる場合は記載すること。
ク 価格提案	●令和7年度下期の買取金額として、指定法人の落札単価(中沼資源選別センターと駒岡資源選別センターの平均額)に加算する金額(1トンあたりの単価・消費税及び地方消費税込み)を記載すること。 【参考】 指定法人における落札単価(令和7年度上期) 中沼資源選別センター：1,100円/トン(税込) 駒岡資源選別センター：27,500円/トン(税込)

(2) 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ア 企画提案書には表紙をつけ、表題として「第2期ボトル to ボトル試行事業(ペットボトルベール品の売払い)」と記載すること。
- イ 様式は任意とするが、原則としてA4判縦片面で作成すること。やむを得ずA3

判の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、横折り込みとすること。また、30 枚以内とすること。

ウ 1 部は製本し、社名を表紙に記載すること（これを「正本」という）。

エ 社名を記載しない企画提案書を 8 部作成すること（これを「副本」という）。副本は製本せず、一式をダブルクリップ等で留め、ホチキスは使用しないこと（ページ番号を記載するなど落丁対策をすること）。

オ 正本を除き、会社名（再委託予定先含む。）及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」もしくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」といった表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

また、所在地についても、正本を除き、「北海道札幌市」など市町村までの記載とし、会社を特定できないように留意すること。

カ 提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとする。複数案の提案は認めない。

キ 体裁は下記（ア）～（オ）のとおりとする。

（ア） 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

（イ） ワードプロソフト等を利用して記載する場合は、文字サイズ 12pt 以上に設定すること。

（ウ） 手書きで記載する場合は、1 行あたり 39 文字を限度に記入すること。

（エ） 上下左右に 20mm 以上の余白を設定すること。

（オ） 難解な表現は避け、わかりやすい説明に努めること。また、専門用語など、一般的に用いられない用語を使用する場合は、脚注もしくは用語集を用意するなど、その意味がわかるようにすること。

9 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式 4）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和 7 年 6 月 23 日（月）から令和 7 年 7 月 4 日（金）17 時まで

イ 提出方法

E メールまたは FAX で「質問書」を受け付ける。E メールでの送付の場合、件名は「ボトル to ボトル試行事業（ペットボトルバール品の売払い）に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

ウ 提出先

上記 7-(3)の提出先に同じ。

E メールアドレス：seiso-junkan@city.sapporo.jp

(2) 回答

原則として、令和 7 年 7 月 11 日（金）15 時までにホームページで公開する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、受付期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。

10 現地説明会

希望者に対しては令和7年7月2日（水）に現地（中沼資源選別センター（札幌市東区中沼町45-24））にて説明を行う。説明会への参加を希望する者は令和7年6月27日（金）までに上記7-(3)の契約担当部局に電話、ファクス、又はEメールで申し込むこと（様式等は問わない）。なお、現地説明会の事前の参加希望がない場合は、現地説明会は中止する。

11 企画提案の審査

企画提案は、「第2期ボトル to ボトル試行事業企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）において、実施委員会が別紙「第2期ボトル to ボトル試行事業 企画競争評価基準等」に基づき(1)、(2)のとおり審査を行い、優れた企画提案者（最大2者）を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の確認及び一次（書類）審査（令和7年7月下旬を予定）

ア 参加資格については「5 参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ 一次審査においては、7に記載する提出書類により審査を行う。

ウ 審査方法は別紙「第2期ボトル to ボトル試行事業 企画競争評価基準等」の「評価基準表」に基づき評価を行い、一次審査通過の企画提案者を決定する。

エ 一次審査通過の企画提案者は5者程度とする。

オ 企画提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。省略する場合には、別途企画提案者全員に連絡する。

(2) 二次（ヒアリング）審査（令和7年8月12日（火）、札幌市役所内会議室を予定）

一次審査を通過した企画提案者を対象として、対面による二次（ヒアリング）審査（企画提案者によるプレゼンテーションを含む）を行う。なお、状況により Web 会議形式に変更する場合がある。

ア プレゼンテーション及びヒアリングは、個別に、企画提案書の提出順に行う。

イ 二次審査は1者あたりプレゼンテーション15分、ヒアリング15分（予定）とする。（一次審査の通過数により、1者あたりの時間は変わる可能性がある。）

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは配置予定の業務処理責任者が対応するものとし、企画提案者1者あたりの出席人数は最大3名までとする。

エ プレゼンテーションは企画提案書を使用して行う。

- ・パワーポイントを使用して説明を行ってもよい。動画、音楽の再生も可とする。

- ・内容は、企画提案書の内容の範囲内とし、新たな提案であると判断する部分については、原則評価の対象から除くものとする。

オ 二次審査においては、「評価基準表」の評価項目のすべての評価項目に基づき実施委員会が評価を行う。

カ 各委員の評価の平均が6割に満たない場合は契約候補者とししない。なお、提案者が2者以下の場合も同様とする。

キ その他二次審査の詳細については、企画競争参加申請書を提出した者に別途通知する。

(3) 選定結果の通知方法

- ア 一次審査結果は、確定後速やかに電話、FAX、Eメール等にて通知するほか、別途文書により通知する。
- イ 二次審査結果は、令和7年8月中旬以降（予定）に文書により通知するほか、本市ホームページ（上記6参照）に公表する。

(4) 結果に対する質問方法

上記9-(1)-イ、ウの方法により行うこと。回答は個別に行う。

12 契約候補者との協議及び契約

上記11により選定した契約候補者と契約に係る詳細について協議の上、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他の関係規定に基づき、特定者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、契約候補者との協議が不調に終わった場合や、下記14-(4)の事項に該当する場合は、実施委員会において次点とされた企画提案者と交渉する場合がある。

13 企画競争実施に係るスケジュール

公募開始	令和7年6月23日（月）
質問受付期限	令和7年7月4日（金）17時
質問回答期限	令和7年7月11日（金）15時
企画競争参加申請書等の提出期限	令和7年7月18日（金）15時
企画提案書等の提出期限	令和7年7月25日（金）15時
一次審査	令和7年7月下旬 予定
二次審査	令和7年8月12日（火）予定
契約候補者の発表	令和7年8月中旬 予定
契約締結	令和7年8月下旬 予定

14 その他留意事項

(1) 提出書類に関する事項

- ア 提出書類は返却しない。また、提出期限後の提出、差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- イ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 費用の負担

企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 提出書類の遅延

天災等の不測の事態により、文書等の到達が遅延する恐れがある場合は、事前に本市へ連絡し、指示を受けること。

(4) 失格要件

以下のいずれかに該当するときは、本件企画競争における提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

エ 企画提案者及びその関係者が、選考結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき。

オ その他、実施委員会が不適切と判断したとき。

買取金額の計算方法及び変更方法について

《買取金額の計算方法》

中沼資源選別センターと駒岡資源選別センターの指定法人の落札単価の平均額（100 円未満切捨て）に、企画提案での提案金額を加算した金額を買取金額とする。

【具体例】

■指定法人の落札単価（令和 7 年度上期）

中沼資源選別センター 1,100 円/トン（税込）

駒岡資源選別センター 27,500 円/トン（税込）

⇒ 平均額 14,300 円/トン（ $= (1,100 + 27,500) \div 2$ ）

■提案金額：2,200 円/トン（税込）の場合

■買取金額：14,300 円/トン + 2,200 円/トン = 16,500 円/トン（税込）

《買取金額の変更の考え方》

上記の計算方法のとおり、令和 7 年上期の指定法人の落札単価と提案金額に基づき契約締結を行うが、令和 7 年 9 月上旬に令和 7 年下期の指定法人の落札単価が、令和 8 年 2 月ごろには令和 8 年上期の落札単価が公表され、それらの際に落札単価が変動した場合には、それらの金額に合わせて買取金額を変更することとし、その都度改定契約等の手続きを行う。

令和 7 年下期と令和 8 年上期の指定法人の落札単価に合わせ、その都度、以下の方法により、平均額を算出の上、買取の金額の変更を行う。

- ①中沼資源選別センター及び駒岡資源選別センターにおける指定法人の落札単価の平均額に提案金額を加算した金額を、買取金額として変更する。
- ②中沼資源選別センターと駒岡資源選別センター、いずれかの、または両方の落札単価が逆有償となった場合は、逆有償になった方、または両方を 0 円に置き換えた上で平均額を算出する。その平均額に提案金額を加算した金額を買取金額として変更する。

【具体例①】

■指定法人の落札単価（令和 7 年度下期）

中沼資源選別センター 3,300 円/トン（税込）

駒岡資源選別センター 33,000 円/トン（税込）

⇒ 平均額 18,100 円/トン（ $\div (3,300 + 33,000) \div 2$ ）※100 円未満切捨て

■提案金額：2,200 円/トン（税込）の場合

■買取金額：18,100 円/トン + 2,200 円/トン = 20,300 円/トン（税込）に変更

【具体例②】**■指定法人の落札単価（令和7年度下期）**

中沼資源選別センター -1,100 円/トン（税込） ※逆有償 ⇒0 円に置き換える

駒岡資源選別センター 22,000 円/トン（税込）

⇒ 平均額 11,000 円/トン（=（0+22,000）÷2）

■提案金額：2,200 円/トン（税込）の場合**■買取金額：11,000 円/トン+2,200 円/トン=13,200 円/トン（税込）に変更****【具体例③】****■指定法人の落札単価（令和7年度下期）**

中沼資源選別センター -1,100 円/トン（税込） ※逆有償 ⇒0 円に置き換える

駒岡資源選別センター -1,100 円/トン（税込） ※逆有償 ⇒0 円に置き換える

⇒ 平均額 0 円/トン（=（0+0）÷2）

■提案金額：2,200 円/トン（税込）の場合**■買取金額：0 円/トン+2,200 円/トン=2,200 円/トン（税込）に変更****《手続きの流れ》**

令和7年8月下旬（予定）	契約締結（提案金額で締結）
令和7年9月上旬	指定法人・令和7年下期落札価格公表
令和7年9月上旬～中旬	令和7年下期の買取金額変更
令和8年2月	指定法人・令和8年上期落札価格公表
令和8年2月～3月	令和8年上期の買取金額変更

※用語の解説

有償・・・ペットボトルの引渡しに当たり、処理費用が発生せず、自治体側に買取費用が支払われる落札結果。

逆有償・・・ペットボトルの引渡しに当たり、処理費用が発生する落札結果。ただし、指定法人の場合は自治体側の費用負担が発生しない仕組み。